

DenHo クラウドサービス 契約約款

Ver. 1.1

DenHo クラウドサービス 契約約款

第1条（目的）

DenHo クラウドサービス契約約款（以下「本約款」という。）は、株式会社インフォディオ（以下「当社」という。）が提供する DenHo クラウドサービス（以下「本サービス」といい、別表に記載するサービスを指す。）及び関連ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）の利用について定めるものとします。

第2条（申込方法）

1. 本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上、当社または当社の代理店の定める利用申込書に必要事項を記入し、当社または当社の代理店に提出することで、本サービス利用のための申込を行うものとします。
2. 本サービスの利用申込をすることができるのは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人（以下「事業者」という。）に限るものとし、当社は、当該申込者が事業者でない場合には申込の承諾をしないものとします。なお、本サービスの申込者が、当社所定の利用申込書において、事業者である旨を表明した場合には、当社は当該申込者を事業者とみなすものとします。
3. 第1項の申込を行い、当社により承認を受けた本サービス利用申込者（以下「契約者」という。）は、当該申込により契約した利用可能ユーザ数、利用可能グループ数、及び月次の登録・処理可能枚数（以下、「登録可能枚数」という。）の範囲内で、本サービスを利用できるものとします。
4. 第1項の申込により契約した登録可能枚数の範囲を超えて本サービスを利用する場合には、別途当社または当社の代理店の指定する方法により、原則として月ごとに、追加の申込を行うものとします。また、月あたりの残った登録可能枚数を翌月以降に持ち越すことはできません。
5. 第1項の申込により契約した利用可能ユーザ数、利用可能グループ数、及び登録可能枚数内容を変更する場合には、別途当社または当社の代理店の指定する方法により、申込を行うものとします。但し、登録されたグループ数の減数はできません。
6. 前項の変更は、適用月の前月20日までに当社所定の変更申込を行うものとし、その変更は適用月の月初から適用するものとします。

7. 契約者は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。本約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとします。

第3条（サービスの提供開始日）

本サービスの提供開始日は、当社が第2条（申込方法）で定める申込を受け、契約者に対し本サービスの設定情報および契約者を識別する符号を付与した日の翌営業日とします。ただし、当社がサービスの提供開始日を明示して通知した場合は、その日とします。

第4条（最低利用期間）

1. 契約及び同一プランの最低利用期間は別紙に定める通りとする。
2. 前項の最低利用期間の満了より前に契約者の都合により解約がなされた場合には、契約者は前項の最低利用期間中の残余の期間料金に相当する額を、一括してただちに支払うものとします。また、すでに支払い済みの料金がある場合には、当社は契約者に対して払戻しを行わないものとします。

第5条（利用契約の成立ならびに更新）

1. 本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」という。）は、第3条（サービスの提供開始日）で定める本サービスの提供開始日（以下「利用開始日」という。）に成立するものとします。ただし、下記のいずれかに該当する場合、当社は利用申込を承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。

- （1）本サービスの申込者が、当該申込に係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
- （2）本サービスの申込者が、本サービス契約の利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
- （3）第19条第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
- （4）その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

2. 第4条（最低利用期間）に定める本サービスの最低利用期間満了以降は、当社もしくは契約者による解約の手続きがなされるまで本サービスの契約は以後最低利用期間の単位で自動更新するものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、契約者と当社の合意によりあらかじめ利用契約の期間が最低利用期間より長い期間に定められている場合には、前項の自動更新は当該利用契約期間の単位によるものとします。

第6条（契約者の氏名等の変更および地位の承継）

1. 契約者は、その氏名、名称、住所または居所に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に当社所定の書類を当社へ提出し届け出るものとします。

2. 契約者が、合併・分割・事業譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に当社所定の書類を当社に提出し届け出るものとします。

3. 当社は、前項の届出があった場合、その契約者またはその契約者の業務の同一性および継続性が認められないと当社が判断した場合、契約者としての地位の承継を認めない場合があります。

4. 当社が契約者としての地位の承継を認めた場合、地位を承継した契約者は利用契約に基づく一切の債務についてこれを承継するものとします。

第7条（料金の支払）

1. 契約者は、別途価格表または見積書に規定する料金等に消費税相当額を加えた額を、当社または当社の代理店の指定する方法、支払期日により支払うものとします。支払期日の指定がない場合は、第2項および第3項によるものとします。

2. 前項以外の場合には、初期費用及び初回の月額費用について、利用開始日を含む月の翌月末までにこれを支払うものとし、初回以降の月額費用およびオプション費用は当月分を翌月末までに支払うものとします。

3. 前項の場合において、利用開始日が月の初日でない場合または利用契約の終了日が月の末日でない場合は、当該月の月額費用は1ヶ月を30日とする日割換算により算出するものとします。

4. 第17条（当社が行う解約）により契約期間の途中で契約が解除となる場合、お客様は契約期間の残余の期間の料金に相当する額を、一括してただちに支払うものとします。また、支払い済みの料金等について、当社は契約者に対して払戻しを行わないものとします。

5. 契約者は、料金等の支払を不法に免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

6. 契約者は、料金等その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として支払うものとします。

第8条（ソフトウェアに関する制限事項）

1. 契約者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行うことはできません。また、利用契約に基づいて提供される本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾することはできません。

2. 契約者は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成することはできません。また、本ソフトウェアは1つの製品として許諾されており、契約者はその構成部分を分離して使用することはできません。

第9条（仕様変更）

1. 当社は、契約者に事前に通知することなく本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更を含む、仕様変更を行う場合があります。

2. 当社は、契約者に対し、仕様変更を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたしますが、仕様変更作業に関しては契約者に承諾を得ない場合があります。

第10条（知的財産権）

1. 本サービスおよび本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当社に帰属します。

2. 本サービスの利用によりアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第11条（権利譲渡の禁止）

契約者は、本サービスを利用する権利の全部または一部を、書面による当社の事前の許可なく、第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で利用させないものとします。

第12条（提供の停止）

1. 契約者が以下のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 契約者が本サービスの料金の支払を怠った場合
- (2) 契約者の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
- (3) 契約者が本約款のいずれかの規定に違反した場合
- (4) その他前各号に準じて当社がサービス提供を停止すべきと判断した場合

2. 契約者は、前項によるサービス停止期間中においても、当社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとします。

第13条（提供の中断）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 当社設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 当社設備にやむを得ない障害が発生した場合
- (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
- (4) その他技術的に本サービスの提供が不可能または著しく困難な場合

2. 当社は前項による中断の必要が生じた場合は、事前に契約者に通知するものとします。ただし、緊急時その他やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 契約者は、第1項により本サービス提供の中断を受けた場合であっても、当社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとします。ただし、1回あたりの連続した中断時間が24時間を超過した場合は、当該超過時間数に相当する料金（各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算）については、支払義務を免れるものとします。

第14条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）の規定により、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予

防、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または停止することができるものとします。

2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金（各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算）の支払義務を免れるものとします。

第15条（サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合により本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項の規定によりサービスの廃止を行う場合には、3ヶ月前までに契約者に対して書面または当社が適当と判断する方法にて、その旨を通知することとします。

第16条（契約者が行う解約）

契約者が本サービス利用契約の解約を希望する場合は、契約満了月の前月20日までに当社または当社の代理店に文書にて申込を行うことにより、契約満了月の末日付で利用契約を解約することができるものとします。月額費用の支払義務も契約満了月の末日分までとし、最低利用期間中の解約については第4条2項に従い、お客様は契約期間の残余の期間の料金に相当する額を、一括してただちに支払うものとします。

第17条（当社が行う解約）

1. 当社は、第12条（提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当該停止の開始の日の翌日から14日以内にその事由を解消しない場合は、利用契約を解約することができるものとします。

2. 当社は、契約者に次の事由が発生した場合は、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立をなし、または他からその申立をなされたとき
- (2) 仮差押、仮処分、差押、競売、その他の強制執行または滞納処分による差押を受けたとき
- (3) 手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

第18条（責任の制限）

1. 本ソフトウェアの修理、修正、仕様変更およびバージョンアップ等の対応は、すべて当社の契約によるものとし、本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証しないものとします。
2. 当社は、契約者が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接のおよび間接的損害について理由の如何を問わず責任を負わないものとします。ただし、当社は当社の故意または過失により契約者が被った直接的な損害については、本契約の年間利用料金を上限として責任を負うものとします。
3. 当社は、第三者がログイン名を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより契約者または第三者に損害を与えた場合について理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者が、本サービスの利用により第三者（他の契約者も含む）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任によりこれを解決し、理由の如何を問わず当社にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 当社は、本ソフトウェアを「現状有姿」で提供するものとし、当社は、本ソフトウェアについての瑕疵担保責任および保証責任を負わない。ただし、契約者が、本ソフトウェアの誤りを発見し、契約者が当社に対して、当該欠陥につき書面による通知をした場合、当社は、合理的な期間内に当社が適切と考える修正を行うよう努めるものとします。
6. 当社は、本サービスの完全性、正確性、適法性、有効性を保証するものではなく、契約者は自己の責任において本サービスを使用するものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼう、政治活動標ぼう、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合、または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合

(4) 自らまたは第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合

(5) 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合

2. 当社は、前項により利用契約を解約した場合には、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第20条（約款の変更）

当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を独自に変更することができるものとします。

第21条（通信の秘密）

1. 当社は、通信の秘密に係る契約者の情報について、電気通信事業法第4条（秘密の保護）を遵守した取扱いを行うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者の同意がある場合、本サービスの提供のために必要かつ正当な業務行為である場合、ならびに法令の定めに基づき許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用、第三者に開示する場合があります、契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

第22条（機密保持）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して契約者より開示された情報について、本サービス遂行の目的以外では使用せず、契約者の事前の同意なくして第三者に対して開示しないものとします。ただし、以下の情報については除外するものとします。

(1) 契約者から開示を受ける前に、当社が正当に保有していた情報

(2) 契約者から開示を受ける前に、公知となっていた情報

(3) 契約者から開示を受けた後に、当社の責に帰すべからざる事由により公知となった情報

(4) 当社が、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(5) 当社が、開示された機密情報によらず独自に開発し、これを客観的に立証しうる情報

(6) 法令または裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報

2. 契約者は、OCR 変換結果、OCR 変換精度もしくは変換速度等に関する情報、画面

イメージ等の、本サービスおよび本ソフトウェアに関する情報を、当社の承諾なく公表または第三者に開示することはできません。

第23条（個人情報保護）

1. 当社は、本サービスの利用申込に際し契約者より取得した個人情報（以下「契約者の個人情報」という。）を法令および当社が公表する「個人情報保護方針」に基づき適切に保護するものとします。
2. 当社は、契約者の個人情報を下記の目的で使用いたします。
 - （1）ISPサービス、ASPサービス等の各種サービスの提供のため
 - （2）契約、解約、変更・更新、停止、解除、追加等のお客様管理のため
 - （3）請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため
 - （4）サービス提供する上で必要な情報等をお客様にお届けするため
 - （5）当社ヘルプデスクにお問い合わせいただいた際の本人確認のため
 - （6）現在ご提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため
 - （7）ウェブサイトの利用状況を把握し、お客様により満足いただけるようウェブサイトを改良するため
 - （8）営業活動において、お打ち合わせ、商品ご紹介などでご訪問させていただくため
 - （9）当社の広告宣伝に対してご興味を持っていただいた方に、更に詳しい資料、商品情報をご提供するため
3. 当社は、前項の使用範囲内で業務委託先に契約者の個人情報を開示することができるものとします。
4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には契約者の個人情報を第三者に開示することができるものとします。
 - （1）あらかじめ契約者の同意が得られている場合
 - （2）法令にもとづき開示しなければならない場合
 - （3）人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合
 - （4）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - （5）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第24条（保存データの取扱い）

1. 当社は、本サービスで契約者が登録し保管された契約者のデータ（以下「保存データ」という。）の保全に対して、別紙に定める保存環境の堅牢性及び可用性内において行うものとします。

バックアップサービスに関しても、別紙に定める保存環境の堅牢性及び可用性内において保存を行うものとします。

2. 当社は、バックアップに関しては別紙に定める頻度にて実施するものとし、契約者は自らの責任でバックアップ間隔内の同一の保存データ等をバックアップとして保存しておくものとします。

当社は、保存環境の堅牢性及び可用性外におけるデータ等の保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

3. 契約者が本サービスに保存した画像及び設定情報は必要に応じて契約者ご自身により管理されるものとしたします。

4. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、サーバの故障・停止等の復旧の便宜に備えて保存データを任意でバックアップできるものとします。

5. 当社は、利用契約終了に伴い、保存データを直ちに削除できるものとします。ただし、利用契約終了までに契約者からの申し出がない限り、保存データの削除時期は、当社が任意に決定できるものとします。利用契約終了後は、保存データについて、その保管、削除、バックアップ等に関して契約者または第三者に生じた損害につき一切の責任を負いません。

6. 本サービス利用中の保存データ及びバックアップの最長保存期間は別紙に定めるものとします。

7. 当社は、以下の目的によると当社が判断した場合を除き、保存データに対し、アクセスを行うことはありません。

- (1) サービスシステムの安全な運営のため
- (2) 本サービスまたは本サービスのシステム上の問題を防止するため
- (3) 本サービスのサポート上の問題に関連して契約者から当社に要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため
- (4) 下記第9項に記載のサービス改善の目的のため

8. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、保存データを第三者に開示・公開することはありません。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、当社は契約者の保存データを第三者に開示することができるものとします。

- (1) あらかじめ契約者の同意が得られている場合

(2) 法令にもとづき開示しなければならない場合

(3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

9. 当社は、本サービスの改善を目的として、画像データ等を検証等に利用することができるものとします。ただし、契約者から文書にて申し出があった場合には利用いたしません。

第25条 (その他)

1. 本サービスの利用ならびに本利用条件の解釈および適用は、日本国法に準拠します。

2. 本サービスに起因する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

3. 当社は、契約者からの特段の申し入れのない限り、本サービスの導入事例として契約者の会社名、ロゴ等を当社のウェブサイト等に掲載することができるものとします。ただし、契約者から上記申し入れがあった場合には掲載いたしません。

4. 本サービスのサーバ等の施設は日本国内にあるものを使用するものとします。

5. この約款は2022年1月17日より効力を発するものとします。

○サービス品目

DenHo クラウドサービス

無償トライアル

※ オプションは別途価格表に記載

別紙

- ・最低利用期間：契約開始月末日より 1 年間
- ・同一プラン最低利用期間：3 ヶ月間（月末区切り）
- ・最長保存期間：保存データ登録日より 12 年間（この期間以上の保存を希望する場合は別途ご相談ください）
- ・DenHo サービスデータ保存環境：Amazon Web Service S3（東京リージョン）
- ・バックアップデータ保存環境：Amazon Web Service S3 Glacier（大阪リージョン）
- ・バックアップ頻度：日次

《Amazon S3 におけるデータ保護》

- ・Amazon Web Service S3 の 1 年間の堅牢性：99.99999999%
- ・Amazon Web Service S3 の 1 年間の可用性：99.99%

- ・詳細については下記 URL をご確認ください。

https://docs.aws.amazon.com/ja_jp/AmazonS3/latest/userguide/DataDurability.html